

清水町強靱化計画

令和2年11月 清水町

【目 次】

第1章 はじめに

- 1 計画の策定趣旨……………2
- 2 計画の位置付け……………3
- 3 地域防災計画と強靱化計画……………3

第2章 清水町強靱化の基本的考え方

- 1 国土強靱化の中で清水町が担うべき役割……………4
- 2 清水町強靱化の目標……………4
- 3 本計画の対象とするリスク……………6
- 4 清水町強靱化を進める上での留意事項……………7

第3章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方……………9
- 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定……………10
- 3 評価の実施手順……………11
- 4 評価結果……………11

第4章 清水町強靱化のための施策プログラム

- 1 施策プログラム策定の考え方……………13
- 2 施策推進の指標となる目標値の設定……………13
- 3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）……………13
- 【清水町強靱化のための施策プログラム一覧】……………14

第5章 計画の推進管理

- 1 計画の推進期間等……………26
- 2 計画の推進方法……………26

- 【別表】 清水町強靱化に関する脆弱性評価……………27
- 清水町強靱化のための推進事業一覧……………37

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

平成 23 年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、清水町においても、十勝沖における大規模な地震の発生が高い確率で想定されているほか、過去の経験から、豪雨・豪雪などの自然災害に対す備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、平成 25 年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成 26 年 6 月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から 5 年が経過した令和元年 12 月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」が閣議決定された。北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、平成 27 年 3 月に「北海道強靱化計画」を策定したところであり、5 年が経過した令和 2 年 3 月には直近の自然災害から得られた知見などを踏まえて改定がされるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

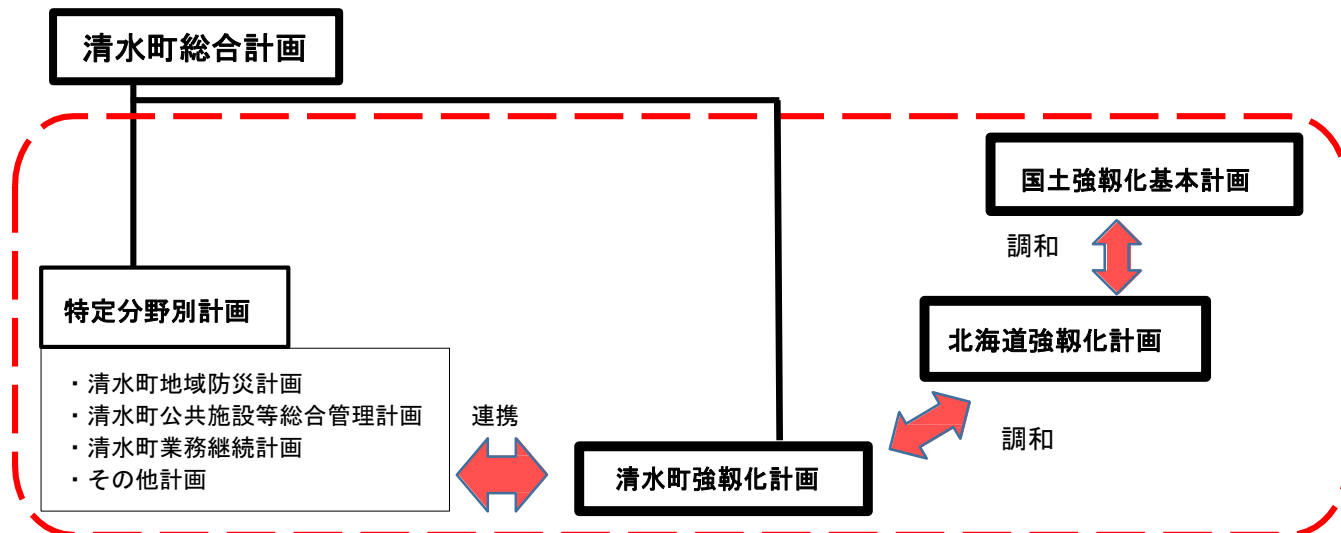
この間、清水町においても、東日本大震災や H28 豪雨災害、H30 北海道胆振東部地震等の教訓を踏まえ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、清水町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、清水町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「清水町強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、清水町まちづくり基本計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



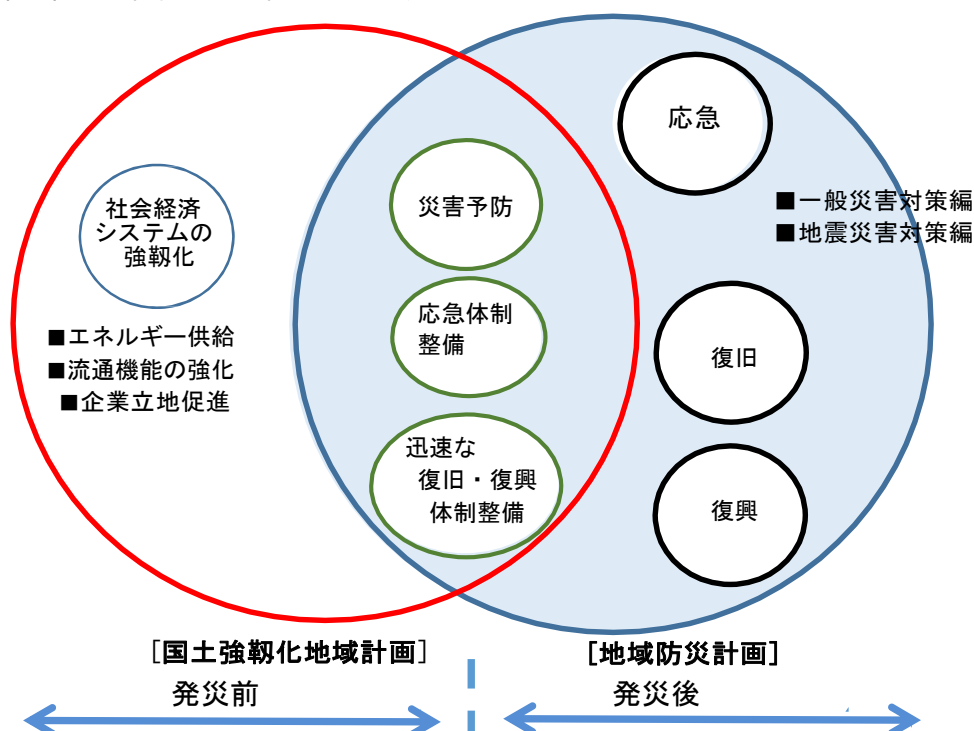
3 地域防災計画と強靱化計画

国土強靱化地域計画

あらゆる大規模自然災害等に備えるため、「事前防災減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組としてとりまとめるもの。

地域防災計画

地震や洪水などの「リスク」を特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめたもの。



第2章 清水町強靱化の基本的考え方

1 国土強靱化の中で清水町が担うべき役割

清水町は、日本有数の食料生産地域である北海道十勝地方で長年にわたり農業生産を行い、食料の安定供給に寄与することで国民生活の根幹を支え、日本の近代化や高度成長に大きく貢献してきた。

国土強靱化という新たな政策課題に対しても、これまでの開拓の歴史の中で培ってきた経験と強みを最大限に活かし、その課題解決に向け、新たな役割を担っていくことが求められる。

(1) リスク分散の受け皿

首都直下地震や南海トラフ地震における被害想定では、人的被害に加え、多大な経済的損失が見込まれており、その被害の最小化に向けては、経済活動を継続するための重要機能を事前に遠隔地に配置するなど、リスクの分散化を図ることが不可欠である。

清水町は、首都圏等から遠距離にあり、同時被災リスクの低さに加え、低廉な投資・運営コスト、良好な景観や住環境、交通アクセスへの利便性が高く、今後、企業等における業務継続計画の重要性が高まる中で、リスク分散の受け皿としての役割が期待される。

(2) 食料・エネルギーの安定供給

清水町が、我が国における食料の安定供給に果たす役割は大きく、今後、世界的に食料需給のひっ迫が懸念される中、平時はもとより道内外の大規模自然災害時において、本町が担うべき役割は更に大きくなると考えられる。

また、国内において、多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造への転換が求められている中、再生可能エネルギーをはじめ多様な国産エネルギー資源を有することから、中長期的な視点から国全体のエネルギー需給の安定化に資することが期待される。

2 清水町強靱化の目標

清水町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面

する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。清水町強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。

以上の考え方を踏まえ、本町の強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の3つを本町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

清水町強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と清水町社会経済システムを守る
- (2) 清水町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 清水町の持続的成長を促進する

4 本計画の対象とするリスク

清水町の強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「町民の生命・財産と清水町の社会経済システムを守る」という観点から、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（２）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、本町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など、災害事象ごとの概略を以下に提示する。

4-1 町内における主な自然災害リスク

（１）地震（地震調査研究推進本部長期評価 2020 年 1 月 1 日算定基準）

○ 太平洋沖における海溝型地震の発生予測

- ・十勝沖における 30 年以内に M8.0～8.6 程度の地震発生確率 9%
- ・根室沖における 30 年以内に M7.8～8.5 程度の地震発生確率 80%程度

○ 内陸型地震の発生予測

- ・道内の主要活断層は 13 箇所
- ・十勝平野断層帯（主部）の発生確率 M8.0 程度、30 年以内に 0.1%～0.2%

～参考～過去の被害状況

- ・十勝沖地震（2003 年） M8.0、最大震度 6 弱
- ・北海道胆振東部地震（2018 年） M6.7、最大震度 7 道内全域ブラックアウト

（２）豪雨／暴風雨／竜巻

○ 道内においては、過去 30 年の台風接近数は、年平均 2 個（全国平均約 6 個）と比較的少ないが、これまでも 1981 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生

特に本町においては、2016 年 8 月に北海道に接近・上陸した台風に伴う大雨によって甚大な被害が発生（行方不明者 2 名、住宅被害は全壊 6 戸、半壊 8 戸）

○ 道内においては、1991 年から 2013 年の間に、70 の竜巻、突風によって、死傷者や住宅損壊などの被害が発生

（３）豪雪／暴風雪

- 積雪寒冷地域である本町では、大雪や吹雪、路面凍結などによる交通障害が発生

４－２ 町外における主な自然災害リスク

（１）首都直下地震（内閣府 2013 年 12 月公表）

- 発生確率 …… M7 クラス、30 年以内に 70%
- 被害想定 …… 死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人、建物全壊 61 万棟、経済被害 95.3 兆円、被害範囲 1 都 8 県

（２）南海トラフ地震（内閣府 2019 年 6 月公表）

- 発生確率 …… M8～9 クラス、30 年以内に 70%～80%程度
- 被害想定 …… 死者 23.1 万人、負傷者 52.5 万人、避難者 880 万人、建物全壊 209.4 万棟、経済被害 213.7 兆円、被災範囲 40 都府県（関東、北陸以西）

５ 清水町の強靱化を進める上での留意事項

清水町の強靱化に当たっては、国の基本計画及び北海道強靱化計画に掲げる基本的な方針に配慮し進めるとともに、本計画に掲げる目標を踏まえ、以下の事項に留意し推進することとする。

５－１ 清水町の特性を踏まえた取組の推進

（１）あらゆる自然災害リスクへの対応

- ・ 本町は、地震、豪雨、豪雪など多様な自然災害のリスクを有しており、個々の災害事象に対応した取組をはじめ、複合災害も含む想定されるあらゆる自然災害への対応力を強化すること。

（２）清水町が置かれた社会状況への対応

- ・ 人口減少や少子高齢化、雇用の確保など、本町が置かれた社会状況を踏まえ、要支援者対策や地域間の連携を支える交通ネットワークの形成など、当町の実情に応じたきめ細かい対策を講じること。

（３）清水町がもつ強みの積極的活用と不利要因の克服

- ・ 本町の地理特性や食料、エネルギー資源といった優位性を最大限に活かし、国及び北海道全体の強靱化に貢献するためのバックアップ機能を更に強化すること。
- ・ 首都圏からの距離の遠さや陸続きでないこと、冬季における積雪寒冷の気候など、不利とされてきた要因についても、強靱化の観点からは、本町の優位性に転換できることから、移動の利便性を向上させるなど不利要因を解消するための取組を進めること。

5-2 連携・ネットワークを重視した取組の推進

(1) 関係者相互の連携協力

- ・ 大規模自然災害への対応に当たっては、事前の備え、災害時対応、事後の復旧復興の各段階において、国の関係機関、北海道、市町村、大学、研究機関、民間事業者、NPO、住民等、関係者相互の連携協力による取組が不可欠であり、そのために必要な情報共有やネットワークの強化を図ること。

(2) 地域間の連携、役割分担

- ・ 大規模自然災害時における住民避難や物資供給、救急救援活動などの被災地支援を迅速かつ円滑に行うためには、地域間の連携による対応が不可欠であり、町内はもとより町外も含め、被災規模等を想定した地域間の連携体制の構築やそれを支える交通ネットワークの整備などハード・ソフト両面からの対策を講じること。

(3) 国及び北海道の施策の積極的な活用と民間投資の促進

- ・ 財政状況が厳しい中、清水町の強靱化を効率的かつ効果的に進めるため、国や北海道の施策を積極的に活用しながら取組の重点化を図るとともに、町内外からの民間投資の促進など、幅広い政策手法による取組を進めること。

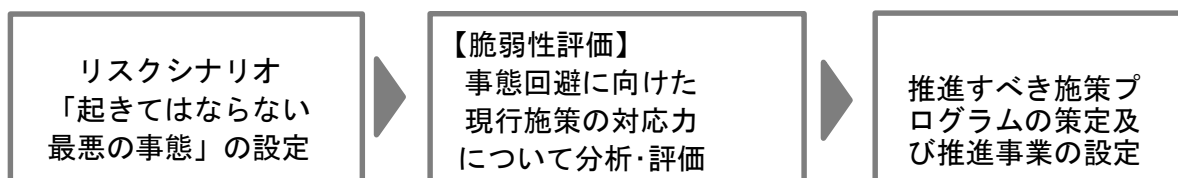
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本町としても、本計画に掲げる清水町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など道外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本町の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など本町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと18の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 18の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーン [※] の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

※サプライチェーン～ある製品の原材料が生産されてから、消費者に届くまでの全ての過程、繋がり
の視点から、効果的な事業構築・運営する経営手法

3 評価の実施手順

前項で定めた 18 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

脆弱性評価の結果は巻末の別表 1「清水町強靱化に関する脆弱性評価」のとおりであり、7つのカテゴリーごとに取りまとめた評価結果のポイントを以下のとおり提示する。

4-1 「人命の保護」に関する事項

- ・ 道路施設をはじめ防災上重要な公共施設について、災害リスクや防災点検の結果等を踏まえた施設整備を着実に実施する必要がある。また、これらの公共施設をはじめとした建築物等について、今後老朽施設が増加することも見据え、耐震化や長寿命化に向けた取組を計画的に行う必要がある。
- ・ 各種災害に対応した警戒区域の指定やハザードマップの作成、避難計画、防災訓練などソフト面の対策について、国や道など関係機関と連携し、対応を強化する必要がある。また、複数の災害が同時期に発生した際の対応や厳冬期における災害への対応についても所要の対策を講じる必要がある。
- ・ 災害時の避難誘導などの確かつ迅速な対応を図るため、関係機関相互の災害情報の共有や住民等への情報伝達体制を強化する必要がある。
- ・ 住民だけでなく、外国人を含む来訪者に対する災害情報の伝達や避難誘導體制の整備など、きめ細かな防災対策を講じる必要がある。
- ・ 自主防災組織の結成促進や学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上など、地域防災活動や防災教育の推進を図る必要がある。

4-2 「救助・救急活動等の迅速な実施」に関する事項

- ・ 被災地への救助・救援活動や医療支援、物資供給など災害時対応については、関係行政機関の連携体制はもとより、民間企業等との協力体制が整備されてきているが、これらの体制の一層の強化を図るとともに、町外の災害対応も視野に入れた取組が必要である。
- ・ 災害対応における物資の備蓄や避難場所の確保などについて、感染症防止対策を含めて引き続き地域間連携による支援体制の整備を進める必要がある。

4－3 「行政機能の確保」に関する事項

- ・ 災害時においても必要不可欠な行政機能の継続が可能となるよう、本町における業務継続体制の一層の強化を図る必要がある。
- ・ 町内外における大規模自然災害時の行政機能の確保に向け、行政間の応援・受援体制の整備を図る必要がある。

4－4 「ライフラインの確保」に関する事項

- ・ 食料やエネルギーの安定供給に関しては、本町のみならず国及び北海道全体の強靱化に貢献するため、供給力の更なる強化に向け、基盤整備を含めた総合的な取組が必要である。
- ・ 町民生活を支える基礎的なインフラである上下水道等について、災害時においても必要な機能を維持できるよう、施設の防災対策や被災時の応急体制の整備を図る必要がある。
- ・ 地域交通ネットワークの整備は、本町の強靱化はもとより、北海道強靱化の根幹を支えるものであり、広域分散型の北海道において災害時の地域の孤立を防ぎ、救助・救援活動等を円滑に行うための代替性の高い地域間交通ネットワークの強化とともに、分散型の国土形成の基軸となる高規格幹線道路など高速交通ネットワークの一層の充実を図る必要がある。

4－5 「経済活動の機能維持」に関する事項

- ・ 首都直下地震等に備え、首都圏企業等がリスク分散の観点から業務継続体制の再構築を図る動きが活発になっていることも踏まえ、これまで進めてきた企業誘致に引き続き取り組む必要がある。
- ・ 災害時における町内の経済活動への影響を最小限に抑えるため、業務継続体制が十分に整備されていない町内企業の体制整備を促進する必要がある。

4－6 「二次災害の抑制」に関する事項

- ・ 二次災害の抑制のため、森林の計画的な整備や農地・農業水利施設等の保全管理を推進し、国土保全機能を維持する必要がある。

4－7 「迅速な復旧・復興等」に関する事項

- ・ 災害の迅速な復旧・復興に向け、災害廃棄物の処理体制の整備を図る必要がある。
- ・ 復旧・復興をはじめ災害対応に不可欠な存在である建設業が、その役割を十分に発揮できるよう、災害時における連携強化を進める必要がある。

第4章 清水町強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す「清水町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、18の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

清水町まちづくり計画で定める基本目標の実現を図るとともに、清水町の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、清水町まちづくり計画の基本計画に沿った取組や、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、16の重点化すべき施策項目を設定した。

【清水町強靱化のための施策プログラム一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した 18 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載
- ・ 当該施策の推進に関わる取組主体（国、道、町、民間の 4 区分）を各施策の末尾に[]書きで記載
- ・ プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、これらの施策については、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。
- ・ 重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に **重点** と記載
- ・ 施策のプログラムを推進する事業の一覧は別表 2 のとおり

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化） **重点**

- ・ 「清水町耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施する。[国、道、町、民間]
- ・ 多くの住民等が利用する公共施設等について、各施設管理者による耐震化を促進する。[国、道、町、民間]

（建築物等の老朽化対策） **重点**

- ・ 公共建築物の老朽化対策については、各施設管理者が個別施設ごとに策定する「個別計画」等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。
[国、道、町]

（避難場所等の指定・整備・周知） **重点**

- ・ 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所及び避難所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の住民周知を図る。
[道、町]
- ・ 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の住民周知を図る。[道、町、民間]
- ・ 災害時に避難場所として活用される公共建築物や備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。
[国、道、町]

（緊急輸送道路等の整備）

- ・ 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、計画的な整備を推進する。[国、道、町]

《指 標》

庁舎等の耐震化率	50 % (R1) ⇒ 100%目標
文教施設（校舎・体育館）の耐震化率	100% (R1)
指定緊急避難場所の指定状況	24 施設 (R1)
指定避難所の指定状況	22 施設 (R1)
福祉避難所の指定状況	1 施設 (R1)
⇒ 必要に応じて見直しを行う。	

1－2 土砂災害による多数の死傷者の発生

（警戒避難体制の整備等）

- ・ 土砂災害による被害低減に向け、基礎調査の結果を基に土砂災害警戒区域等の指定と住民周知を図る。[国、道、町]

《指 標》

土砂災害危険箇所	1 箇所
土砂災害警戒区域等の指定数	0 箇所 ⇒ 1 箇所
土砂災害ハザードマップの作成状況	未作成 ⇒ 指定が終了後作成

1－3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

（洪水ハザードマップの作成）

- ・ 浸水想定区域図に基づき作成したハザードマップについて、見直しを適時実施するほか、ハザードマップを活用した防災訓練等を実施する。[国、道、町]

（河川改修等の治水対策）

- ・ 河川改修などの治水対策について、近年の浸水被害等を勘案した重点的な整備を推進する。[国、道、町]
- ・ 河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、各施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽化施設の補修・更新を行うとともに、施設の維持管理を適切に実施する。[国、道、町]

- ・ 下水道浸水被害軽減のため、近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、計画的な整備を推進する。[国、道、町]

《指 標》

洪水ハザードマップを作成 H29 更新

⇒ 浸水想定区域等の見直しに併せて更新する。

内水ハザードマップを作成 未策定 (R1) ⇒作成に向けた検討を行う。

1－4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化)

- ・ 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。[国、道、町]
- ・ 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、気象条件の変化により新たな対策が必要箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。
[国、道、町]

(除雪体制の確保) **重点**

- ・ 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。[国、道、町]
- ・ 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。[国、道、町、民間]

1－5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- ・ 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組を推進する。[国、道、町、民間]

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策) **重点**

- ・ 避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄を推進する。[道、町]

《指 標》

暖房器具等の備蓄状況

毛布、アルミシート、発電機、ポータブルストーブ等 (R1)

⇒ 備蓄計画に基づき整備し、必要に応じて追加補充する。

(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化) **重点**

- ・ 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。

[国、道、町、民間]

- ・ 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、一層の効果的な運用を図るため、老朽機器の更新や未整備箇所への計画的な整備を推進する。

[国、道、町]

(住民等への情報伝達体制の強化) **重点**

- ・ 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、各種災害に係る避難勧告等の発令基準を適時改定するとともに住民周知を図る。[道、町]
- ・ 防災行政無線とメール等配信による住民等への災害情報の伝達のほか、Ｌアラート（公共情報コモンズ）を活用したマスメディアによる迅速な情報提供など、職員の操作能力向上と多様な手段による災害情報の伝達体制強化を推進する。

[国、道、町、民間]

- ・ 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。[国、道、町]
- ・ 避難者へ適切な情報伝達を行うため、必要な備品等の確保と運営を担う職員のスキルアップを防災訓練等を通じ行う。[町]
- ・ 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。[国、道、町、民間]
- ・ 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。[国、道、町、民間]
- ・ 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の更新、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定など、所要の対策を推進する。[国、道、町]

(地域防災活動、防災教育の推進) **重点**

- ・ 「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成、自主防災組織の結成促進、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。

[道、町、民間]

- ・ 防災教育の推進に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、個人や企業、団体、大学、関係機関、ＮＰＯなどのノウハウ等を活かした連携・協働の促進を図るため、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」への多様な主体の参画を促進する。〔道、町、民間〕
- ・ 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。〔道、町〕

（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）重点

- ・ 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な更新や衛星携帯電話の整備を推進するなど、通信手段の多重化を促進する。
〔道、町〕

《指 標》

自主防災組織率	50.38%（R1）⇒60.5%（H31.4.1 北海道数値）
防災訓練の実施件数	年１回程度⇒定期的な実施を目指す。

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2－1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

（支援物資供給等に係る連携体制の整備）重点

- ・ 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、市町村、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。

〔道、町、民間〕

- ・ ＮＰＯやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政、社協、ボランティア支援団体等との連携により、ＮＰＯやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進するとともに、情報共有を図る。

〔道、町、民間〕

（非常用物資の備蓄促進）重点

- ・ 大規模自然災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、道内の各振興局区域内での備蓄・調達体制を強化するとともに、振興局を越えた広域での物資調達等の体制整備に取り組む。〔道、町〕
- ・ 支援制度の活用などを通じ、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を推進する。〔道、町〕
- ・ 家庭や企業等における備蓄について、ＳＮＳ等を活用するなど啓発活動を強化し、各当事者の自発的な備蓄の取組を促進する。〔道、町、民間〕

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(合同訓練など関係機関の連携体制整備)

- ・ 道内の関係機関で構成する北海道防災会議による防災総合訓練をはじめ各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関係機関との連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。

[国、道、町、民間]

- ・ 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊など、専門部隊の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、訓練施設の整備も含め、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。[国、道、町]

(本道の自衛隊体制の維持・拡充)

- ・ 道内外における大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される本道の自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、道や市町村など関係機関が連携した取組を推進する。

[国、道、町]

(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- ・ 防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、消防救急無線の更新や警察無線中継所リンク回線の高度化、警察ヘリコプター等への映像伝送システムの搭載など情報基盤の整備を推進するとともに、警察、消防機関における災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。[国、道、町]

(町内の治安、防犯体制の整備)

- ・ 避難時に不在となっている住居・自家用車等の盗難等の防止・抑制の取組を推進する。

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

(災害時の医療支援体制の強化と福祉的支援) **重点**

- ・ 災害時において町内の医療機関の診療機能を確保するため、自家発電設備や応急用医療資機材の整備などを推進する。[国、道、町、民間]
- ・ 災害時において持病等により継続的な服薬が必要な人への医薬品の提供機能の確保を推進する。[国、道、町、民間]
- ・ 被災した自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。[道、町、民間]

(防疫対策) **重点**

- ・ 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための予防策の徹底と、消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策など、災害時の防疫対策及び環境衛生を推進する。

[国、道、町]

(公衆衛生対策)

- ・ 入浴施設の早期復旧と無料開放、自衛隊や北海道などの関係機関と連携した入浴機能の確保を推進する。

《指 標》

予防接種法に基づく予防接種麻疹、風しんワクチン接種率

1 期 95.5% 2 期 95.9% (R1)

⇒1 期、2 期ともに国の目標である 95%以上を維持する。

3. 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化)

- ・ 災害対策本部に係る運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など）について、定期的な訓練などを通じた実施体制の検証や必要な見直しを行うとともに、本部機能の運用に必要な資機材の整備、食糧の非常用備蓄を計画的に推進する。[町]
- ・ 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の見直し、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、消防団の機能強化を推進する。[国、道、町]
- ・ 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な役場庁舎や消防庁舎の耐震化や改修を推進する。[国、道、町]
- ・ 消防団員の確保を円滑に進めるため、消防団員に対する理解を向上させる広報活動を推進する。[町]

(業務継続体制の整備)

- ・ 業務継続計画に基づく災害時における市町村業務の継続体制を確保するとともに、必要に応じて計画の見直しを行う。[道、町]

(IT 部門における業務継続体制の整備)

- ・ 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、「IT 部門の業務継続計画（IT-BCP）」の策定に取り組むとともに、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設や具体的災害を想定した訓練など、情報システムの機能維持のための取組を推進する。[道、町]

4. ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- ・ 本道における再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消、自然エネルギーの導入など、関連施策を総合的に推進する。[国、道、町、民間]

（多様なエネルギー資源の活用）

- ・ 燃料電池自動車（ＦＣＶ）の普及など水素需要の拡大を進めるとともに、天然ガス・地熱利用、メタンハイドレードの資源化、廃棄物の電力・熱利用など、北海道におけるエネルギー更生の多様化に向けた取組を促進する。

〔国、道、町、民間〕

（避難所等への石油燃料供給の確保）

- ・ 石油供給関連事業者と国の機関や道、市町村間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。

〔国、道、町、民間〕

《指 標》

災害時における石油類燃料の供給に関する協定 締結済み（H24）

4－2 食料の安定供給の停滞

（食料生産基盤の整備） **重点**

- ・ 平時、災害時を問わず全国の食料供給基地として重要な役割を担う本道の農業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、農業用水の確保や電源確保対策、施設・設備の耐震化など防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。〔国、道、町〕
- ・ 厳しい環境にある農業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策、ロボット、ＡＩ、ＩＯＴの活用など持続的な農業経営に資する取組を推進する。〔国、道、町〕

（道産食料品の販路拡大）

- ・ 災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、食のブランド化や高付加価値化に向けた取組等を通じ、農畜産物や加工食品の販路拡大を推進する。

〔国、道、町、民間〕

（道産農産物の産地備蓄の推進）

- ・ 産地における農産物の長期貯蔵など、平時における農産物の安定供給に加え、災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を推進する。

〔国、道、町、民間〕

《指 標》

国（道）が造成した基幹農業水利施設における機能保全計画策定割合

88.2%（R1） 全国約６割（H24）

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設の耐震化、老朽化対策、防災機能の強化) **重点**

- ・ 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や配水管、浄水場など水道施設の耐震化や基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を推進する。[国、道、町等]
- ・ 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する。[国、道、町]

(下水道施設等の耐震化、老朽化対策等) **重点**

- ・ 災害時に備えた下水道業務継続計画について、適正に見直しをするとともに、下水道施設の耐震化、ストックマネジメント計画[※]に基づく老朽化対策を計画的に行う。[国、道、町]
- ・ 農村部の合併処理浄化槽設置助成を継続する。[国、道、町]

《指 標》

下水道業務継続計画	策定済み (H25)
下水道施設のストックマネジメント計画	策定済み (R1)
地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施率	100% (R1)

※ストックマネジメント計画～長期的な視点で施設全体の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った施設管理計画

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備)

- ・ 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。[国、道、町]

(道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策) **重点**

- ・ 道路防災総点検の結果を踏まえ、落石や岩石崩落など要対策箇所への対策工事について路線の重要性を勘案するとともに、現地状況等の変化に合わせて計画的に実施する。[国、道、町]
- ・ 橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。また、橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。[国、道、町]
- ・ 災害時にも地域の輸送等を支える道路について、国土強靱化に基づいた事業を推進し、道路ネットワークを強化する。[国、道、町]
- ・ 本町の強靱化を図るため、災害時にも地域の輸送等を支える重要幹線道路について、線形改良・現道拡幅等の事業を推進し、道路ネットワークを強化する。
[国、道、町]

（空港の機能強化）

- ・ 新千歳空港の被災による機能不全といった事態も想定し、道内地方空港がその代替機能を発揮できるよう、空港施設の防災対策をはじめ滑走路など基本施設の改良整備、C I Q体制の充実など、ハード・ソフト両面から空港の機能強化に向けた取組を推進する。〔国、道、町、民間〕
- ・ 新たな航空路線の開設や既存路線の拡充、再開等、国際航空路線の拡大に向けた取組とともに、地方空港における道内、国内路線の維持確保に向けた取組を推進する。〔道、町〕

（鉄道施設の耐震化）

- ・ 災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、駅弧線橋及び乗降場のバリアフリー化の推進と鉄道施設の耐震化をはじめ耐災害性の強化に向けた取組を促進する。〔国、道、町、民間〕
- ・ 国、道、市町村、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、幹線鉄道の維持・確保に向け、必要な検討・取組を進める。〔国、道、町、民間〕

《指 標》

緊急輸送道路上等の橋梁の耐震化率（町道）	90%（R1）
橋梁の予防保全率（町道）	7%（R1）

5. 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーン（物流、供給網）の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

（本社機能や生産拠点等の立地）

- ・ 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化の視点からも、企業立地に向けた取組を促進する。〔国、道、町、民間〕

（企業における業務継続体制の強化）

- ・ 災害時における経済活動の継続を確保するため、関係機関や専門の知識を有する民間企業との連携により、道内の中小企業等における業務継続計画の策定を促進する。〔国、道、町、民間〕

6. 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(森林の整備・保全)

- ・ 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
[国、道、町、民間]
- ・ エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。[国、道、町、民間]

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- ・ 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。[国、道、町、民間]

《指 標》

町有林において多様な方法で更新する人工林の面積 1,150.92ha (R1)

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物処理計画の策定)

- ・ 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、大規模自然災害時に備え広域的な視点からの廃棄物処理体制の検討を行う。[国、道、町、一部事務組合]

(仮設住宅等の迅速な確保)

- ・ 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のために、国、道と連携しながら業務を担当する職員の能力向上を図る。[国、道、町]

《指 標》

町における災害廃棄物処理計画 未策定 (R1) ⇒ R3 年度までの策定を目指す。

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- ・ 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業との連携体制を強化する。[道、町、民間]

(行政職員による応援体制)

- ・ 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び市町村の行政職員の相互応援・受援体制を強化する。[国、道、町]

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」との調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は令和2年（2020年）～令和6年（2024年）の5年間とする。

また、本計画は、本町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期にあわせて所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管課等、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、清水町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

【別表 1】 清水町強靱化に関する脆弱性評価

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化については、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務付けられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化を促進する必要がある。
- 小中学校等の文教施設は耐震化を完了しているが、災害時に避難場所や救護用施設として利用する予定である一部の公共施設について、耐震化を検討しなければならない。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、既に更新時期を迎えている建築物もあり、今後「公共施設等総合管理計画」及び「個別計画」に沿った維持管理・更新等を適切に行う必要がある。
- 老朽化した公営住宅の計画的な建替えや改修等による長寿命化を実施する必要がある。

(避難場所の指定・整備)

- 現在、設定している避難場所について、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制の確保と住民周知を図る必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために社会福祉施設等を活用した福祉避難所について、必要に応じて指定するとともに住民周知を図る必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。

(その他)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。
- 本道は、大都市圏に比べ強震動予測や軟弱地盤の分布などの地盤データが少なく、偏在しており、効果的な地盤情報の収集やデータベース化に関する研究開発等が求められる。

【指標（現状値）】

・庁舎等の耐震化率	50% (R1)	*全国	約 83% (H29)
・文教施設（校舎・体育館）の耐震化率	100% (R1)	*全国	約 99% (H29)
・指定緊急避難場所の指定状況	24 施設		
・指定避難所の指定状況	22 施設		
・福祉避難所の指定状況	1 施設		

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

(警戒避難体制の整備等)

- 土砂災害危険箇所が1箇所について、基礎調査が終了しており土砂災害警戒区域の指定に向けて取り組むとともに、関係機関と連携して対策を検討する必要がある。

【指標（現状値）】

・土砂災害危険箇所	1 箇所
・土砂災害警戒区域等の指定数	0 箇所
・土砂災害ハザードマップの作成状況	未作成

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	
【評価結果】 (洪水ハザードマップの作成) ○ 浸水想定区域図を活用した洪水ハザードマップを作成しているが、今後、ペケレベツ川の改修終了に伴い浸水想定区域の変更が予想されることから、ハザードマップの適宜更新とハザードマップを活用した防災訓練やハザードマップの周知に努めなければならない。 (河川改修等の治水対策) ○ 国、道、町では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、放水路の整備、洪水を一時的に貯留するダムや遊水地の整備などの治水対策を行ってきたが、進捗途上であり、近年浸水被害を受けた河川や市街地を流れる河川等の改修に重点化するなど、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。 ○ 下水道への浸水被害を軽減するため、内水による市街地の浸水リスクを検証し、対策を図る必要がある。	
【指標（現状値）】 ・ 洪水ハザードマップ作成 ・ 内水ハザードマップ作成	H29 更新 未策定（R1）

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	
【評価結果】 (暴風雪時における道路管理体制) ○ 冬季異常気象時における道路管理手法の検討を行い、通行規制や復旧見込みの情報などを迅速に伝達するなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。 (除雪体制の確保) ○ 各道路管理者（国、道、町）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時には、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。	
【指標（現状値）】 ・ 道路防災総点検（地吹雪）要対策実施率 13% ※8箇所のうち、1箇所実施済み（R1） ・ 除雪機械の更新率 21% ※14台のうち、3台実施済み（R1）	

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 災害時の公共交通機関の運行停止による帰宅困難者の発生のほか、積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

・暖房器具の備蓄状況

ガソリン式発電機 1 台、ポータブル石油ストーブ 34 台、ポータブルガスストーブ 10 台
毛布 981 枚、アルミシート 400 枚

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化)

- 現在、北海道においては「地域防災情報共有推進会議」、「北海道大規模災害対応連絡会」などにより、関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムが運用されており、効果的な運用と計画的な設備更新を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道及び市町村と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。
- 北海道地域防災計画の見直しにより、大規模自然災害時には、防災関係機関が道の災害対策本部に招集し、情報の共有を図ることとしており、今後も防災訓練などを通じ、情報収集・共有体制の強化を図っていく必要がある。

(住民等への伝達体制の強化)

- 避難勧告等の発令基準の住民周知を図る必要がある。
- 災害時における住民安否情報の確認のため、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 防災行政無線やメール配信などによる住民等への災害情報の伝達だけではなく、「Ｌアラート（公共情報コモンズ）」の適切な運用など、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- テレビやラジオなど既存メディアの中断や携帯電話の輻輳^{ふくそう}時においても、住民等へ防災情報を確実に提供するため、避難所等に公衆無線ＬＡＮ等の機能を備えた防災情報ステーションを整備するなど、災害情報提供の耐災害性を向上する必要がある。
- 避難者に適切に情報伝達するため避難所において必要な備品や掲示物等の整備と、運営を担う職員のスキルアップを職員訓練や住民参加による訓練などを通じ強化する必要がある。
- デマや根拠のない情報により住民に不安等を与えることのないよう、関係機関や報道機関と連携を図り、迅速で正確な情報発信ができる体制を整える必要がある。
- 災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。特に、外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、本町を訪れる多数の外国人観光客の安全・安心を確保するためにも、国が策定した指針等に沿って関係行政機関が連携し、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。

※輻輳^{ふくそう}～物が 1 か所に集まって混雑すること。

- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、町内における避難行動要支援者の名簿の作成・活用や具体的な避難方法等をまとめた個別計画を策定し定期的に更新する必要がある。

（地域防災活動の推進）

- 自主防災組織の組織率向上に向け、現在北海道が取り組んでいる「地域防災マスター制度」などを活用し、地域防災力の向上に向け自主防災組織の結成促進等を図る必要がある。

（防災教育推進）

- 防災教育の推進に向けては、住民、企業、団体、大学、関係機関、NPOなどと連携し、多様な担い手の育成を図るとともに、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」への参画促進などにより、構成員のノウハウ等を活かした連携・協働の促進を図る必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

（災害時における行政機関相互の通信手段の確保）

- 災害時の行政間の通信回線を確保するため、更新期を迎えている北海道とび道内市町村とを結ぶ総合行政情報ネットワークについて、通信基盤の計画的な更新が必要である。
- 被災による有線電話や携帯電話など有線系統の通信不能時においても、情報伝達が可能となるよう、財政状況等も勘案しながら、衛星携帯電話の整備を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- | | | |
|-------------------|-------------|----------------|
| ・ 自主防災組織率 | 50.38% (R1) | * 全国 81% (H27) |
| ・ 防災訓練の実施件数 | 年 1 回程度 | |
| ・ 清水町防災行政無線のデジタル化 | R1 完了 | |

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

（支援物資の供給等に係る連携体制の整備）

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、道、町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 北海道ボランティアセンターをはじめとする関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備を促進するとともに、関係機関との十分な情報共有が図られる体制整備が必要である。

（非常用物資の備蓄促進）

- 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、必要な備蓄を行うとともに、広域での応援体制に対応する必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、最低3日分、可能であれば1週間分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- 財政負担の軽減にも配慮しながら、非常用物資の備蓄体制の強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- | | | |
|--------------|----------------|--------------|
| ・ 非常用食料の備蓄状況 | 非常食（アルファ米） | 1,503 食 (R1) |
| | 飲料水（2L ペットボトル） | 60 本 (R1) |

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(合同訓練など関係行政機関の連携体制整備)

- 道内の防災関係機関で構成する「北海道防災会議」を中心に、地域防災計画の推進や防災総合訓練など関係行政機関の連携を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊などそれぞれの部門において様々な形態、規模による訓練が実施されており、これらの訓練で得た課題を踏まえ、より効果的な訓練環境の整備を図るなど、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(本道の自衛隊体制の維持・拡充)

- 東日本大震災時には、陸上自衛隊北部方面隊から最大1万3千人(延べ83万人)の人員が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、今後の町内外における大規模自然災害時に備え、本道の自衛隊が果たしうる役割や訓練環境に優れた本道の地理的特性等を踏まえ、道内各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保など、自衛隊体制の維持・拡充を図る必要がある。

(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- とちち広域消防事務組合の消防救急無線のデジタル化は整備済みであり、今後は、計画的な機器更新を行う必要がある。
- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実を推進する必要がある。

【指標(現状値)】

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

(DMAT、医療支援チームによる医療支援)

- 災害発生時に医療ニーズを集約し、DMAT活動との円滑な引き継ぎや医療支援のあり方などについて検討を行う必要がある。

(災害時における医療機関の機能強化と福祉的支援)

- 災害時において町内の医療機関の診療機能を確保するため、自家発電設備の増強や応急用医療資機材の整備など、所要の対策を早急に図る必要がある。
- 災害時において持病等により継続的な服薬が必要な人への医薬品の提供機能の確保を図る必要がある。
- 被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を更に充実する必要がある。

(防疫対策)

- 災害発生時には、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期的予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における感染症対策など衛生管理に取り組む必要がある。

(公衆衛生対策)

- 入浴施設の早期復旧など、入浴施設の確保を図る必要がある。

【指標(現状値)】

- ・ 予防接種法に基づく予防接種(麻しん、風しんワクチン)の接種率
1期 95.5% 2期 95.9%(R1)

3 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

（災害対策本部機能の強化）

- 被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時の代替場所など災害対策本部の具体的な運用事項を業務継続計画で定めているが、防災訓練などを通じ、災害対策本部機能や実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。
また、地域防災計画や業務継続計画の見直しなどを通じ、災害対策本部体制の機能強化、職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、早期に消防団活動・安全マニュアルを策定する必要がある。
また、消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模自然災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っており、地域の防災力・水防力の維持・強化のため、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 大規模自然災害時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するため、庁舎等の耐震化を図る必要がある。

（業務継続体制の整備）

- 業務継続体制について、業務全体を対象とした継続体制の整備に向けた取組を推進する必要がある。

（IT 部門における業務継続体制の整備）

- 災害時においても、町の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続するため、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設などの取組を計画的に進める必要がある。
- 町の業務遂行の重要な手段として利用されている IT 機器や情報通信ネットワークの被災に備え、早期に IT 部門の業務継続計画（IT-BCP）を策定する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・業務継続計画の策定 H30 策定済
- ・消防団員数 96 人（清水団 62 人、御影団 34 人）（R1）※全国 843,661 人（H30）
- ・消防署所の耐震化率 50%（R1）※全国 91%（H29）

4 ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

【評価結果】

（再生可能エネルギーの導入拡大）

- 北海道に豊富に賦存する再生可能エネルギーのポテンシャルを踏まえると、本道における再生可能エネルギーの導入は今後更なる拡大が期待できることから、町としてもエネルギーの地産地消など関連施策を推進する必要がある。

（多様なエネルギー資源の活用）

- エネルギー構成の多様化を推進するため、水素需要や天然ガス利用の拡大、メタンハイドレートの資源化などの取組を推進する必要がある。

（避難所等への石油燃料供給の確保）

- 災害時の避難所等への石油燃料の確保を行うため、町内の石油販売業者団体との応援協定を締結しているが、災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

4-2 食料の安定供給の停滞（道内／道外）

【評価結果】

（食料生産基盤の整備）

- 北海道の農業は高い食料供給力を持っており、大規模自然災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、本道のみならず全国の食料需給に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。
また、平時はもとより、道外での大規模自然災害時においても、被災地をはじめ全国への食料供給を安定的に行うという重要な役割を担うことが求められる。こうした事態に備え、町としても耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。
- 本町の主な産業は酪農である。災害により酪農に大きなダメージがあると本町の経済に与える影響は甚大であると想像される。酪農においては、生き物を飼養する特殊性から水と電気を確保する必要あり、断水と停電に備えた対策が必要である。

（農業の体質強化）

- 現在、厳しい経営環境の中、担い手不足や労働力の確保などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、本町の農業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

（道産食料品の販路拡大）

- 災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化などによる農畜産物の輸出拡大の取組など、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。

（道産農産物の産地備蓄の推進）

- 国では、不作時等の緊急時に備えるため、米などの主要穀物の備蓄を行っているが、災害時には米以外の農畜産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、産地における農畜産物の長期貯蔵など、農畜産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 国（道）が造成した基幹農業水利施設における機能保全計画策定割合 88.2%（R1）
* 全国約6割（H24）

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

(水道施設の耐震化、老朽化対策等)

- 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の耐震化や老朽化対策が進められているが、いずれも進捗途上にあり、計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を推進する必要がある。

(水道施設の防災機能の強化)

- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図るため、緊急遮断弁、送水管の多重化などの施設整備や応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図るとともに、災害対応を担う人材の育成を行う必要がある。

(下水道業務継続計画の策定)

- 策定済みの下水道業務継続計画について、運用に支障をきたさないように適切な見直しを図る必要がある。

(下水道施設等の耐震化、老朽化対策等)

- 地震時における下水道機能の確保のため、下水道ストックマネジメント計画により、今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。
- 浄化槽について、農村部の合併浄化槽設置助成を継続する必要がある。

【指標（現状値）】

下水道業務継続計画	策定済み (H25)
下水道施設のストックマネジメント計画	策定済み (R1)
地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施率	100% (R1)

4-4 道外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

(高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備)

- 災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、地域間を連結する地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

(道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策)

- 落石や岩石崩落などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、災害時に重要となる避難路上などの橋梁を優先するなど引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、農道橋・農道トンネルなど農道施設の点検・診断結果に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。
- 森林施業等の効率的な実施を目的に整備された林道、林道橋については、一部が生活道路や緊急時の迂回路などの機能を有していることから、施設点検・診断に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。
- 本町の強靱化を図るため、災害時にも地域の輸送等を支える重要幹線道路について、線形改良・現道拡幅等の事業を推進し、道路ネットワークを強化する必要がある。

(空港の機能強化)

- 災害時において、人員などの輸送拠点として重要な役割を道内の空港が担うためには、平時より、新千歳空港の国際拠点空港化、とかち帯広空港の機能向上に向けた施設整備などの取組を推進することが必要である。

(鉄道施設の耐震化)

- 発災時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、駅弧線橋や乗降場のバリアフリー化や鉄道事業者による駅舎や高架など鉄道施設の耐災害性の確保が必要である。また、国、道、町、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続的な鉄道網の確立に向けた取組を検討する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 緊急輸送道路上等の橋梁の耐震化率（町道） 90% ※15m以上の橋梁（対象橋梁 10 橋）（R1）
※単径間は対象外
- ・ 橋梁の予防保全率（町道） 7% ※57 橋のうち、4 橋実施済み（R1）
- ・ 道路橋の長寿命化修繕計画の策定有無（町道） 策定済み 25.3 策定、R1. 12 更新

5 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

（本社機能や生産拠点等の立地）

- 近年、全国的に相次ぐ自然災害や、人手不足の深刻化などにより企業の事業継続に関するリスクマネジメントへの意識が高まる中、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、冷涼な気候や首都圏等との同時被災のリスクが少ないことなど、本町の優位性を活かすとともに、企業のニーズに応じた支援の検討などオフィスや生産拠点の企業立地を促進するための取組を強化する必要がある。

（企業における業務継続体制の強化）

- 中小企業の業務継続計画の策定を促進するため、引き続き国の共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図り、計画策定を支援する必要がある。

【指標（現状値）】

6 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

（森林の整備・保全）

- 災害による森林の荒廃は、国全体の国土強靱化に大きな影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進するとともに、自然と共生した多様な森林づくりを進める必要がある。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 町有林において多様な方法で更新する人工林の面積 1,150.92ha (R1)
 - ・ 農地・農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数 3 組織
- ※多面的機能支払交付金 60,210 千円 (R1)

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
【評価結果】 (災害廃棄物処理計画の策定) ○ 早期の復旧・復興の妨げとなる災害時の大量の廃棄物を迅速・適切に処理するため、「災害廃棄物処理計画」を策定し、処理体制を構築する必要がある。 (仮設住宅等の迅速な確保) ○ 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧・復興のための土地の確保や住家の被害認定調査などの業務に関し、国・道等と連携しながら、研修等を通じ職員の能力向上を図る必要がある。
【指標（現状値）】 ・ 町の災害廃棄物処理計画 未策定 (R1) * 全国 8 % (H25) * 平成 26 年 3 月に改定された国の災害廃棄物対策指針に基づく計画
7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足
【評価結果】 (災害対応に不可欠な建設業との連携) ○ 大規模自然災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業団体とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。 (行政職員による応援体制) ○ 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に行うため、国、道及び市町村の行政職員の相互応援体制の強化を図る必要がある。
【指標（現状値）】

【別表 2】 清水町強靱化のための推進事業一覧

所管課	推進事業名	事業概要	リスク シナリオ
総務課	庁舎等維持管理事業	防災拠点である庁舎の維持管理を適切に行う。	3-1
	防災体制整備事業	清水町防災会議の開催。	1-6
		防災訓練の実施。	1-6
		防災訓練や、防災教育を通じた人材育成と自衛隊などとの連携強化を図る。	1-6
		自助・共助・公助の役割分担による消防団を含む地域防災体制の強化を図る。	1-6
保健福祉課	保健福祉施設整備事業	保健福祉行政の拠点や避難所に指定されている施設等の維持に向けた改修・改築工事の実施。	1-1
	社会福祉施設整備推進事業	国等の補助事業を活用した、社会福祉施設、老人福祉施設等の整備（大規模改修、改築、耐震化、非常自家発電機、給水設備等）に対する支援。	2-3
商工観光課	中小企業近代化資金貸付	中小企業育成振興を促進し、その経済的地域の向上を図るため、中小企業に対する融資を促進する。	5-1
建設課	防災・安全交付金	町道の新設、改築、修繕等に関する事業のうち防災・安全対策に関する事業、緊急輸送道路や避難路の整備及び無電柱化の整備。除排雪の円滑な実施を図るための除排雪機械の更新・増強を行う。 災害時にも地域の輸送等を支える重要幹線道路について、線形改良・現道拡幅等の事業を推進し、道路ネットワークを強化する。	1-1 1-4 4-4
	大規模修繕・更新補助事業	長寿命化計画に位置づけされた施設の大規模修繕・更新事業。	4-4
	道路メンテナンス事業補助	長寿命化計画に基づき実施させる道路メンテナンス事業（橋梁の修繕、更新、撤去等）。	4-4
水道課	社会資本整備総合交付金 【下水道事業】	ストックマネジメント計画に基づく施設の改築更新の実施。	4-3
	生活基盤施設耐震化等補助金【水道事業】	水道施設の耐震化の実施。	4-3
農林課	農業農村整備事業	ほ場整備・排水対策事業。	4-2
	多面的機能支払事業	農地・水路などの地域資源の保全管理を行う。	6-1

	町有林整備事業	森林の多面的機能の持続的な発揮を図るため、造林や間伐等の森林整備を実施。	6-1
	未来につなぐ森林づくり推進事業	伐採後の確実な植林に対する支援。	6-1
	バイオマス利活用促進事業	バイオマス処理施設への支援。	4-1
	農業次世代人材投資事業	就農初期段階の青年就農者に対する支援。	4-2
	経営所得安定対策等推進事業	経営が不安定な農業者への支援。	4-2
	強い農業・担い手づくり総合支援交付金	適切な人・農地プランに位置付けられた経営体が融資を受ける際の支援。	4-2
学校教育課	1日防災学校推進事業	地域コミュニティの核となる場である学校を活用し、授業に防災の要素を取り入れた「1日防災学校」を実施する。 学校において各学年1時限以上、防災教育に基づく授業を行い、児童生徒が防災意識を高める機会とする。実施際には、役場防災担当、北海道・道教委、防災関係機関と連携・協働する。	1-6
	教育施設の維持管理事業	避難所である町立学校施設の維持管理を適切に行う。	1-1
社会教育課	体育館等建替事業	老朽化により更新時期を迎えた体育館、農業研修会館、柔道場について、建替事業を実施し施設の耐震化を図る。	1-1
	社会教育施設・社会体育施設維持管理事業	文化センター等の施設について、保守点検等を適正に行い維持管理を行う。	1-1